

10 この法律で「標示」とは、医薬品、用具又は化粧品等の直接の容器又は直接の被包（内袋を含まない。）に記載される文字、図形その他の表示をいう。（直接の容器又は直接の被包が小賣のために包装されている場合には、この法律又はこの法律に基く省令により標示中に記載すべき表示と同様の表示を外部容器又は外部被包に記載するか、又は標示が外部容器又は外部被包を透して容易に読み得なければ、これを標示といふことができる。）

11 この法律で「表示書」とは、医薬品、用具若しくは化粧品又はこれらの容器若しくは被包に記載される文字、図形その他の物又は医薬品、用具若しくは化粧品に添付する文書若しくは図面をいう。

12 この法律で「毒薬」又は「劇薬」とは、人又は動物の身体に、これが摂取され、吸入され、又は外用された場合に、極量が致死量に近い、蓄積作用が強い、又は、薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を與え、又は危害を與える虞がある医薬品であつて、厚生大臣の指定したものをいう。

第二章 薬剤師

（免許）

第三條 薬剤師にならうとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて、厚生大臣の免許を受けなければならない。

2 薬剤師免許は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを與えない。

一 薬剤師國家試験に合格した者
二 厚生大臣の指定した外國の薬剤師免許を受けた者で厚生大臣が適當と認めたもの

3 薬剤師免許を受けていない者は、薬剤師の名称を用いてはならない。

第四條 薬剤師免許は、左の各号の一に該当する者には、これを與えない。

一 年齢二十年未満の者、禁治産者又は準禁治産者
二 精神病者
三 おし、つんぼ又は盲の者

第五條 薬剤師免許は、左の各号の一に該当する者には、これを與えないことができる。

一 罰金以上の刑に処せられた者
二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反した者

（免許証の交付）

第六條 厚生大臣は、薬剤師免許を與えたときは、薬剤師名簿に登録し、薬剤師免許証を交付しなければならない。

2 前項の免許証は、厚生大臣の定める手数料を納めて、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければ、その効力を失う。

第三章 薬事委員会

（委員会）

第七條 薬事委員会は、公定書の改訂又は追補に關して、その原案を厚生大臣に提出し、薬剤師國家試験を執行し、及び新医薬品その他薬事に関し厚生大臣に建議することを目的とする。

第八條 委員会は大学の長及び教職員、關係各團の官吏及び吏員並び

に藥事、医事若しくは獸醫事に從事する者につき、厚生大臣が任命した五十一名以上の委員で、これを組織する。

2 委員会の組織は、委員のうちから選任された常任委員の多数決によつてこれを行ふものとする。

3 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、委員が精神若しくは身体に欠陥を生じ、その職務を行うことができなくなつたとき、又は委員会の利益を害したときは、厚生大臣は、委員会の同意を得て、当該委員を罷免することができる。

第九條 委員の報酬及び旅費については、省令でこれを定める。

第十條 薬事委員会に左の小委員会を置く。

一 薬剤師國家試験小委員会
二 公定書小委員会
三 新医薬品小委員会

2 委員会は、必要と認めたときは、特別小委員会を置くことができる。

3 委員会は、厚生大臣に建議し、その他薬事委員会の事務を執行するために、委員の中から常任委員を選任しなければならない。

（薬剤師國家試験）

第十一條 委員会は、省令の定めるところにより、厚生大臣の監督のもとに毎年少くとも一回、薬剤師國家試験を執行しなければならない。

第十二條 厚生大臣は、薬剤師國家試験を行う場所、日時及び受験願

書の提出期限を定めて、少くとも試験を行う三月前までに、これを公告しなければならない。

第十三條 薬剤師國家試験を分けて、学説試験及び実地試験とする。

2 学説試験には、左の科目を含むものとする。

数学
物理学
化学
薬用植物学
生薬学
製薬化学
衛生化学

薬事に関する法規藥局方を含む。）

3 実地試験には、左の科目を含むものとする。

分析学（定性、定量）
医薬品鑑定（顯微鏡的検査を含む。）
製薬化学
調剤学
衛生化学

4 学説試験に合格した者でなければ、実地試験を受けることができない。

第十四條 薬剤師國家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 大学において、藥学の正規の課程を修めて卒業した者
二 厚生大臣の指定した外國の薬剤師免許を受けた者で、第三條第二項第二号に該当しないもの

三 外國の藥学校を卒業し、又は厚生大臣の指定した外國以外の

外國の薬剤師免許を受けた者
第十五條 薬剤師國家試験を受けようとする者は、省令の定めるところにより手数料を納めなければならない。

2 委員会は、厚生大臣に薬剤師國家試験に合格した者の名簿を提出しなければならない。

3 厚生大臣は、薬剤師國家試験に合格した者に対して、薬剤師免許証を交付するときは、前項の名簿に基いて、これをしなければならない。

（藥局方の改訂等）
第十六條 委員会は、少くとも十年ごとに、藥局方の改訂の原案を、少くとも二年半ごとに、その追補の原案を、厚生大臣に提出しなければならない。

（医薬品集の改訂等）
第十七條 委員会は、必要があると認めるときは、医薬品集の改訂又は追補に關して、その原案を厚生大臣に提出しなければならない。

第十八條 委員会は、公務所又は藥事に從事する者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 委員会は、特に必要があると認めるときは、公務所又は藥事に從事する者その他の者に対し、必要な調査を囑託することができる。

（施行規定）

第十九條 この法律及び省令で定めるものを除く外、薬事委員会の組織その他必要な事項は、薬事委員会がこれを定める。

第四章 藥局及び調剤
（藥局の登録）

第二十條 藥局を開設しようとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて、その藥局の所在地を管轄する都道府縣知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、厚生大臣の定める手数料を納めて、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければならない。その効力を失う。

(藥局の管理)
第二十一條 藥局開設者は、自ら藥劑師であつて、その藥局を管理する場合の外、その藥局を管理させるために専任の藥劑師を置かなければならない。

2 藥局を管理する藥劑師は、業として当該藥局以外の場所、藥局の管理その他業務に関する業務に従事してはならない。

(調劑)
第二十二條 藥劑師でない者は、販賣又は授與の目的で調劑してはならない。但し、医師、歯科医師又は獸医師が自己の処方せんにより自ら調劑し、又は藥劑師に調劑させる場合は、この限りでない。

第二十三條 藥劑師は、藥局以外の場所、販賣又は授與の目的で調劑してはならない。但し、省令をもつて別段の定をしたときは、この限りでない。

第二十四條 藥劑師は、処方せん中疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獸医師の承諾がなければ、処方を変更し、又は修正してはならない。

第二十五條 藥局開設者は、当該藥局で調劑した処方せんを、調劑した日から二年間、保存しなければならない。

第五章 医薬品、用具及び化粧品
第二十六條 医薬品、用具又は化粧品の製造業を営もうとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて製造所ごとに、厚生大臣の登録を受けなければならない。

(医薬品の製造業)
2 前項の登録は、厚生大臣の定める手数料を納めて毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければならない。その効力を失う。

3 医薬品の製造業者が、公定書に收められていない医薬品を製造しようとするとき、又は用具の製造業者が用具を製造しようとするときは、品目ごとに、その製造について、厚生大臣の許可を受けなければならない。

4 厚生大臣が、新医薬品その他公定書に收められていない医薬品について前項の許可を與えるには、薬事委員会の建議に基づいて、これを行ふなければならない。

第二十七條 医薬品の製造業者は、医薬品の製造を管理するため、製造所ごとに、厚生大臣の登録を受けた専任の藥劑師を置かなければならない。但し、その本質が専任の藥劑師の管理を必要としない医薬品については、厚生大臣の承認を受けて、専任の技術者をもつてこれに代ふことができる。

2 前項の規定にかかわらず、生物学的製劑その他厚生大臣の指定した製劑の製造業者は、その製造を管理させるために、その製造所ごとに厚生大臣の承認を受けて、専任の醫師その他細菌学的知識を有する者を置かなければならない。

(医薬品の販賣業)
第二十八條 医薬品、用具又は化粧品の製造業に関する規定は、夫々、医薬品、用具又は化粧品の輸入販賣業に、これを準用する。

(医薬品の販賣業)
第二十九條 医薬品の販賣業を営もうとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて、店舗を有する販賣業者にあつては、その店舗ごとに、厚生大臣の指定した医薬品の配置販賣業者にあつては、その営業区域ごとに、当該店舗の所在地又は営業区域を管轄する都道府縣知事の登録を受けなければならない。但し、医薬品の製造業者又は輸入販賣業者が、その製造し、又は輸入した医薬品を医薬品の製造業者又は販賣業者に販賣しようとするとき、又は藥局開設者が医薬品の販賣業を営もうとするときは、この限りでない。

2 前項の登録は、厚生大臣の定める手数料を納めて、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければならない。その効力を失う。

(医薬品の取扱等に関する規定)
第三十條 厚生大臣は、医薬品の強度、品質及び純度の適正を図るために、薬事委員会の提出する原案に基づいて、日本藥局方、國民医薬品集又はこれらの追補を發行し、これを公布しなければならない。

2 (公定書に收められた医薬品は、その強度、品質及び純度が公定書で定める基準に適合するものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

第三十一條 公定書に收められていない医薬品は、第二十六條第三項の規定により厚生大臣の許可を受けた基準に適合したものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

第三十二條 アミノフェニルスルファミド若しくは誘導体、ベニシリン、ストレプトマイシン並びにその他の抗菌性物質又はこれらの製劑、生物学的製劑その他厚生大臣の指定する製劑は、厚生大臣の定める最小含量若しくは最小包装單位に関する基準又は厚生大臣の定めるその他の基準に適合するものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

2 厚生大臣は必要があると認めたときは、前項の医薬品の製造その他必要な事項について、省令でこれを定めることができる。

第三十三條 厚生大臣の指定した医薬品は、厚生大臣の指定した者の検査を受け、且つ、合格したものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

(誇大廣告等)
第三十四條 何人も、この法律に基いて製造する医薬品、用具又は化粧品の名称製造方法、効能、効果又は性能に関して、虚偽又は誇大な記事を廣告し、記述し、又は流布してはならない。

2 医薬品、用具又は化粧品の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解される虞がある記事は、前項に該当するものとする。

3 暗示的な記事、寫眞、図画その他暗示的な方法は、第一項に違反して、これを用いてはならない。

4 何人も、医薬品、用具又は化粧品に関して虚偽を暗示し、又はわいせつにわたる文書又は図画を用いてはならない。

(毒薬及び劇薬の取扱)
第三十五條 毒薬の標示には、黒地に白枠、白字をもつて、その品名及び「劇」の字を記載しなければならない。

第三十六條 医薬品の製造業者又は輸入販賣業者は、毒薬又は劇薬を容器に收め、これに封かんを施さなければならない。

2 毒薬又は劇薬は、藥劑師である医薬品の製造業者、輸入販賣業者若しくは販賣業者又は医薬品の製造業者、輸入販賣業者若しくは販賣業者であつて藥劑師を使用する者でなければ、その封かん又は容器を開いて、これを販賣し、又は授與してはならない。

第三十七條 医薬品の製造業者、輸入販賣業者又は販賣業者は、この法律に基いて製造する医薬品、用具又は化粧品の名称製造方法、効能、効果又は性能に関して、虚偽又は誇大な記事を廣告し、記述し、又は流布してはならない。

2 医薬品、用具又は化粧品の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解される虞がある記事は、前項に該当するものとする。

3 暗示的な記事、寫眞、図画その他暗示的な方法は、第一項に違反して、これを用いてはならない。

4 何人も、医薬品、用具又は化粧品に関して虚偽を暗示し、又はわいせつにわたる文書又は図画を用いてはならない。

(毒薬及び劇薬の取扱)
第三十五條 毒薬の標示には、黒地に白枠、白字をもつて、その品名及び「劇」の字を記載しなければならない。

第三十六條 医薬品の製造業者又は輸入販賣業者は、毒薬又は劇薬を容器に收め、これに封かんを施さなければならない。

2 毒薬又は劇薬は、藥劑師である医薬品の製造業者、輸入販賣業者若しくは販賣業者又は医薬品の製造業者、輸入販賣業者若しくは販賣業者であつて藥劑師を使用する者でなければ、その封かん又は容器を開いて、これを販賣し、又は授與してはならない。

第三十七條 医薬品の製造業者、輸入販賣業者又は販賣業者は、この法律に基いて製造する医薬品、用具又は化粧品の名称製造方法、効能、効果又は性能に関して、虚偽又は誇大な記事を廣告し、記述し、又は流布してはならない。

入販賣業者又は販賣業者は、毒薬又は劇薬を販賣し、又は授與するときは、その文書にその品名、数量、使用の目的、譲渡の年月日並びに譲受人の氏名、職業及び住所を記載し、且つ、譲受人をして、これに印を押さなければならぬ。但し、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販賣業者又は医師、歯科医師若しくは獣医師に対して、各々その身分に関する公務所の証明によつて、これを販賣し、又は授與する場合においては、この限りでない。

2 第三十五條及び前項の規定は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによつて販賣し、又は授與する毒薬又は劇薬に関しては、これを適用しない。

3 第一項の文書は、この日附の日から二年間、これを保存しなければならぬ。

第三十八條 毒薬又は劇薬は、年齢十四年未満の者には、これを交付してはならない。

第三十九條 業務上毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して貯蔵し、又は陳列しなければならない。

2 前項の場合において、毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、鍵を施さなければならぬ。

(不良医薬品及び不良用具)

第四十條 左の各号の一に該当する医薬品又は用具は、これを不良医薬品又は不良用具とする。

一 左のいづれかに該当する医薬品又は用具

イ その全部又は一部が、不潔

な物質又は変質若しくは変敗した物質からなるもの

ロ 汚染されるか、又は保健上危険なものにされる虞がある非衛生的條件のもとで、製造、調剤、包装又は取扱をされたもの

ハ 医薬品であつて、その容器の全部又は一部が、有毒又は有害な物質からなつてゐるために、その医薬品を保健上危険なものにする虞があるもの

ニ 医薬品であつて、その着色のみを目的としてタール色素が使用されてゐる場合に、省令の定めるところにより証明されたタール色素以外のタール色素が含有されてゐるもの

ホ 用具であつて、その使用が保健上危険を生ずる虞があるもの

二 公定書に收められた名称を表示してゐる医薬品であつて、その力価が公定書で定められた基準と異なるか、又はその品質若しくは純度が公定書で定められた基準に及ばないもの

三 前号に掲げる医薬品以外の医薬品であつて、その強度が当該医薬品の表示書の表示と異なるか、又はその品質若しくは純度が、これに及ばないもの

四 医薬品であつて、その品質若しくは強度を減ずるために、不当に他の物を混ぜ、若しくは他の物で包まれてゐるか、又はその全部若しくは一部が他の物で代用されてゐるもの

(不正表示医薬品及び不正表示用具)

具)

第四十一條 左の各号の一に該当する医薬品又は用具は、これを不正表示医薬品又は不正表示用具とする。

一 その表示書に、虚偽の事項又は誤解を招く虞がある事項の記載されてゐるもの

二 その標示に、製造業者の氏名若しくは名称、及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)が記載されてゐないもの又は重量、容量若しくは個数等の内容量が正確に表示されてゐないもの、但し、省令で別段の定をしたときは、この限りでない。

三 公定書に收められた医薬品であつて、公定書で定める容器又は被包に收められてゐないもの(厚生大臣の同意を得た場合を除く)又は公定書で定める表示のなされてゐないもの

四 公定書に收められてゐない医薬品であつて、その標示に左に掲げる事項の記載のないもの

イ 一般の名称のあるときは、その名称

ロ 二以上の成分から成る場合において、有効成分を含有するときは、その含有する有効成分の名称(その一般的名称あるときは、その名称)及びアルコールを含有してゐるときは、その分量、種類並びに割合及び臭化物、エーテル、クロロホルム、アセトアニリド、フェナセチン、アミノピリン、アンチピリン、アトロ

ピン、ヒオスチン、ヒオスチアミン、比素、チキタリス葉、チキタリス配糖体、水銀、ウアバイン、ストロファンチン、ストリキニートネ、甲狀せん又はこれらの誘導体若しくは製剤を含有してゐるときは、その効力の有無にかかわらず、それらの名称及び分量又は割合、但し、省令で別段の定をしたときは、この限りでない。

五 その標示又は表示書に、この法律により表示するように定められた文字その他の事項が、他の文字、記事、図面又は図案に比較して見易い場所に明記されてゐないもの、又は一般に購入し、又は使用する者が読み易く、理解し易いような用語をもつて記載されてゐないもの

六 人に使用する医薬品であつて、アルファ並びにベタオイカイシン、バルビタール、プロムヂエチルアセチル尿素、トリプロムアセトアルデヒド、スルホナール、コカ葉、コカイン、コデイン、モルヒネ、阿片又はこれらの誘導体若しくは、代用合成品であつて、習慣性があるとして厚生大臣が指定する物質を含有してゐるにもかかわらず、その標示にそれらの名称、分量及び含量並びに「注意」習慣性あり」の記載がないもの

七 厚生大臣の指定するアミノフェニルスルファミド若しくはその誘導体、ベニシリン、ストレプトマイシン又はこれらの製剤その他の医薬品であつて、その

標示に医師、歯科医師又は、獣医師の処方せん又はその指示によつて使用するべきである旨の注意が記載されてゐないもの

八 表示書に左に掲げる事項が記載されてゐないもの、但し、厚生大臣が保健上の見地から必要でないと認めた医薬品又は用具について別段の定をした場合は、この限りでない

イ 使用上の適當な注意

ロ 疾病の状況により、又は幼児にとり、保健上危険を生ずる虞がある場合の使用に関する方法若しくは使用期間に關し、公衆保健の保護のために必要な注意

九 医薬品であつて、厚生大臣により、変質若しくは変敗し易いものと認められたもので、保健上の必要により省令の定めるところに従つて包装されず、貯蔵されず、又は注意事項の表示のないもの

十 医薬品であつて、他の医薬品等と誤解され易い容器に收められてゐるもの若しくは誤解され易い方法で容器に收められてゐるもの又は模造若しくは詐称のもの

十一 表示書に記載されてゐる用法、用量又は使用期間が保健上危険であるもの

(不良化粧品)

第四十二條 左の各号の一に該当する化粧品は、これを不良化粧品とする。

一 表示書に記載されてゐる使用

條件のもとにおいては使用者に有害であるか、又は習慣となり、若しくは常用となる虞がある有毒若しくは有害な物質を含有しているもの

二 その全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質からなるもの

三 保健上危険なものにされる虞がある非衛生的条件のもとで製造、包装又は取扱をされたもの

四 容器の全部又は一部が、有毒又は有害な物質からなつてゐるために、その化粧品を保健上危険なものにする虞があるもの

五 省令の定めるところにより証明されたタール色素以外のタール色素を含有しているものであつて、染毛剤以外のもの

(不正表示化粧品)

第四十三條 左の各号の一に該当する化粧品は、これを不正表示化粧品とする。

一 その表示書に、虚偽の事項又は誤解を招く虞がある事項の記載されているもの

二 その標示に、製造業者の氏名若しくは名称及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)が記載されていないもの又は重量、容量若しくは個数等の内容量が正確に表示されていないもの、但し、省令をもつて、別段の定をしたときは、この限りでない

三 この法律により表示するよう定められた文字その他の事項が他の文字、記号、図画又は図案に比較して見易い場所に明記

されてゐないもの又は一般に購入し、又は使用する者が、読み易く理解し易いような用語をもつて、記載されていないもの

四 他の化粧品等と誤解され易い容器に収められ、又は誤解され易い方法で容器に収められてゐるもの

(禁止行為)

第四十四條 左に掲げる行為は、これをしてはならない。

一 販賣又は授與の目的で、医薬品、用具又は化粧品を不良若しくは不正表示医薬品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品とすること

二 販賣又は授與の目的で、不良若しくは不正表示医薬品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品を製造すること

三 不良若しくは不正表示医薬品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品を販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること

四 この法律に基いて得た他人の業務上の秘密を自己の利益のために使用し、又は故なく、権限を有する当該官吏及び吏員以外の者に漏らすこと。但し、他の法律の規定に基き訴訟手続中において漏らす場合は、この限りでない

五 薬剤師でない医薬品の販賣業者であつて、薬剤師を使用していないものが、厚生大臣の指定する医薬品を販賣し、授與し、

又は販賣若しくは授與の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること

六 医薬品の標示、表示書又は廣告中に、「新医薬品」という文字を使用すること

七 第四十一條第六号及び第七号に掲げる医薬品を医師、歯科医師又は獣医師の処方せんに基かず、又はこれらの者の指示によらず、この法律に基いて登録されている薬局開設者、医薬品の販賣業者、医師、歯科医師及び獣医師以外の者に販賣し、又は授與すること、及び省令の定めるところにより、これらの医薬品の販賣又は授與に関する記録を保存しないこと

八 第二十九條に規定する店舗を有する販賣業及び配置販賣業以外の方法により医薬品の販賣業を営むこと

第六章 監督

(検査)

第四十五條 厚生大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めるときは、薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者、医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は医薬品の販賣業者に対して、その製造し、調剤し、若しくは販賣する医薬品、用具又は化粧品について、厚生大臣又は都道府縣知事の指定する者の検査を受けることを命ずることができ

る。

(免許の取消等)

第四十六條 厚生大臣は、薬剤師が第四條各号の一に該当するにいたつたときは、その免許を取り消さ

なければならない。

2 厚生大臣は、薬剤師が第五條各号の一に該当するにいたつたときは、その免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができ

る。

3 厚生大臣は、医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者について、都道府縣知事は、薬局開設者又は医薬品の販賣業者について、これらの者が、この法律又はこの法律に基く省令に違反したときは、その登録を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができ

る。

4 前二項に規定する取消又は業務の停止は、その取消又は業務の停止の日から三十日以内に開かれる当該取消又は停止に関する公開の常任委員会において、常任委員が、多数決によつて、これを適当と認めない旨の決定をした場合には、三十日を経た日から、その効力を失う。

5 前項の規定により取消又は業務の停止の確定した者は、行政事件訴訟特例法により訴を提起することができ

る。

(設備の修繕等)

第四十七條 厚生大臣又は都道府縣知事は、薬局開設者、医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は医薬品の販賣業者に対して、その設備若しくは家屋が非衛生的であり、又は医薬品、用具若しくは化粧品を、不良医薬品、不良用具若しくは不良化粧品とする虞がある場合において、は、その修繕若しくは改修を命じ、

又は使用の制限若しくは停止を命ずることができ

る。

(不良医薬品の廃棄等)

第四十八條 厚生大臣又は都道府縣知事は、不良若しくは不正表示医薬品、不良若しくは不正表示用具又は不良若しくは不正表示化粧品について、その所有者に廃棄させ、所有者若しくは所持者に公衆衛生上危険を生ずる虞のない方法により処置させ、又は自らこれを廃棄し、その他必要な処分をなすことができ

る。

(立入検査等)

第四十九條 厚生大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めるときにおいては、薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者、医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は医薬品の販賣業者について、必要な報告を徴し、又は当該官吏若しくは吏員をして薬局、病院、診療所、工場、店舗、事務所、医薬品、用具又は化粧品を販賣又は授與の目的で取り扱い、又は貯蔵する場所に立ち入り、その構造、設備、原料、材料、医薬品、用具又は化粧品を販賣又は授與の目的で取り扱い、又は貯蔵するために使用する物件を検査させ、又は不良若しくは不正表示の疑のある医薬品、用具若しくは化粧品又は不良の疑のある原料、材料を試験のため必要な最小分量に限り、無償で収去させることができ

る。

2 当該官吏又は吏員は、前項の規定による立入検査又は収去をする場合には、その身分を示す証票を

携帶し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

(薬事監視員)

第五十條 医薬品、用具及び化粧品に関する前條第一項に規定する当該官吏又は吏員の職務を行わしめるために、國及び都道府縣に薬事監視員をおく。

2 薬事監視員は、官吏又は都道府縣の吏員のうちから、厚生大臣又は都道府縣知事が、これを命ずる。

3 前二項に定めるものの外、薬事監視員に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第七章 雜則

(施行規定)

第五十一條 この法律の實施に關し必要な事項は、厚生大臣が、これを定める。

(登録の基準)

第五十二條 厚生大臣は、保健衛生上特に必要があるとき、は、藥局開設者、医薬品、用具若しくは化粧品製造業者若しくは輸入販賣業者又は医薬品の販賣業者の登録について、藥事委員会の建議に基づき、これらの者が有すべき設備、施設、資格等の基準を定めることができる。

(公聴會)

第五十三條 厚生大臣は、必要と認めるとき、又は藥事に關係のある者から要求があつた場合においてその要求が正当であると認めるときは、この法律の規定に基づいて発する命令の制定又は改廃について公聴會を開かなければならない。

第五十四條 医薬品又は用具であつて、もつぱら動物の疾病の診断、治療、軽減、処置又は予防に使用することが目的とされているもの及びもつぱら動物の身体の構造又は機能に影響を與えることが目的とされているものに關しては、これを農林大臣の所管とする。

(適用除外)

第五十五條 厚生大臣は、特定の用具については、省令をもつてこの法律の適用を除外することができる。

第八章 罰則

第五十六條 第二十二條、第二十六條第一項若しくは第三項(第二十八條において準用する場合を含む)、第二十九條第一項、第三十條第二項、第三十一條、第三十二條第一項、第三十三條から第三十六條まで、第三十八條又は第四十四條の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三万円以上の罰金に処する。

2 前項の刑は、これを併科することができる。

第五十七條 第三條第三項、第二十二條第一項、第二十一條、第二十三條から第二十五條まで、第二十七條(第二十八條において準用する場合を含む)、第三十七條第一項若しくは第三項又は第三十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 前項の刑は、これを併科することができる。

第五十八條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第四十五條、第四十六條第二項若しくは第三項、第四十七條又は第四十八條の規定による命令に違反した者

二 第四十九條第一項の規定による立入、検査若しくは収去を拒み、妨げ又は忌避した者

三 第四十九條第一項の規定による厚生大臣又は都道府縣知事の要求があつた場合において、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

に処する。

第五十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第五十六條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附 則

第六十條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六十一條 左に掲げる法令は、これを廃止する。

藥事法(昭和十八年法律第四十八号、以下旧法という。)

医薬部外品等取締法(昭和二十二年法律第二百三十二号)

日本藥局方調查會官制(昭和十年勅令第二百七十四号)

家畜に應用する細菌學的予防治療品及診斷取締規則(昭和十五年農林省令第八十八号)

医薬品等の封緘及検査証明の取締に關する件(昭和十八年厚生省令第四十二号)

有害毒疑用器具取締規則(昭和

五年内務省令第四十号)

第六十二條 日本藥局方調查會は、前條の規定にかかわらず、藥事委員會の成立するに至るまでは、なお存続するものとみなす。

第六十三條 この法律の規定による藥事委員會の権限は、藥事委員會の成立するに至るまでは、この法律の規定にかかわらず、厚生大臣が、これを行う。

第六十四條 旧法第三章の規定により設立された日本藥劑師會及び都道府縣藥劑師會(以下單に藥劑師會という。は、これを解散する。但し、清算の目的の範圍内においては、なお存続するものとみなす。

2 前項の規定により解散した藥劑師會の清算人は、会長、副会長、事務理事又は理事のうちから、總會において、これを選任しなければならない。但し、補欠の清算人を選任し、又は清算人を増員しようとする場合には、他の者のうちから、これを選任することができる。

3 厚生大臣又は都道府縣知事は、公益上必要があるとき、は、清算人を解任することができる。

4 清算人は、清算方法及び財産処分について、總會の議決を経た後、監督廳の認可を受けなければならない。

5 厚生大臣又は都道府縣知事は、藥劑師會の清算の監督上必要があると認めるときは、清算の事務及び財産の状況について、清算人に報告を命じ、又は当該官吏若しくは

は吏員に検査させることができる。

6 当該官吏又は吏員は、前項の規定により検査をする場合には、その身分を示す証票を携帶し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第六十五條 この法律施行の際、現に旧法の規定による藥劑師免許を受けている者は、この法律により藥劑師の免許を受けたものとみなす。

2 前項に該当する者は、この法律施行の日から三月以内にその住所を管轄する都道府縣知事を経て、厚生大臣にその氏名、住所及び登録番号を届け出なければならない。

第六十六條 旧法の規定により藥局開設の許可、医薬品の製造、輸入販賣業者若しくは販賣業の許可又は医薬部外品等取締法の規定により医薬部外品の製造業の許可を受けた者で、この法律施行の際、現に当該事業を営んでいるものについては、この法律施行の日から六月を限り、なお従前の例による。

第六十七條 旧法によりなした藥劑師免許、藥局開設の許可若しくは医薬品の製造業、輸入販賣業者若しくは販賣業の許可の取消の処分又はこれらの業務の停止の処分は、夫々従前の例による。

2 前項の取消又は業務の停止の処分については、第四十六條第四項の規定は、これを適用しない。

第六十八條 この法律施行の際、現に医薬部外品等取締法の規定による届出をなして化粧品製造業を

営んでゐる者又は用具の製造業者若しくは医薬部外品の販賣業者を営んでゐる者は、この法律施行の日から六月を限り、これを夫々の法律の規定による登録又は許可を受けたものとみなす。

第六十九條 この法律施行の際、現に家畜に應用する細菌学的予防治療品及診断品取締規則の規定により、血清類の製造の許可を受けてゐる者については、この法律施行の日から六月を限り、なお従前の例による。

2 この法律施行の際、現に血清類の販賣業者を営んでゐる者は、この法律施行の日から六月を限り、これをこの法律の規定による登録を受けたものとみなす。

第七十條 藥事法施行規則（昭和十八年厚生省令第四十号）第四十六條第一項の規定による調製録又は同令第七十條第一項の規定による文書は、第二十五條又は第三十七條第三項の適用については、夫れこれを第二十五條の処方せん又は第三十七條第一項の文書とみなす。

第七十一條 この法律施行の際、現に存する医薬品、用具及び化粧品に標示又は表示書については、この法律の規定にかかわらず、この法律施行の日から六月を限り、なお従前の例による。

第七十二條 この法律施行前になした旧法、医薬部外品等取締法、家畜に應用する細菌学的予防治療品及診断品取締規則、医薬品等の封緘及検査証明の取締に関する件又は有害毒物取締規則の違反

行為の処罰については、なお従前の例による。

第七十三條 藥劑師國家試験は、第十一條の規定にかかわらず、昭和二十四年から、これを行ふ。

第七十四條 大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八條第一項の規定により、その存続を認められた間、これを第八條第一項の大学とみなす。

2 前項に規定する大学又は専門学校の卒業者は、これを第十四條第一号の大学の卒業者とみなす。

第七十五條 第五改正日本藥局方（昭和七年内務省令第二十一号）は、第三十條の規定により厚生大臣が日本藥局方を公布するときは、これを同條に規定する日本藥局方とみなす。

○舊多政府委員 たゞいま議題となりました藥事法案について御説明いたします。現行藥事法は戦時中に立法せられました関係から、その規定の中には、今日において不適当と思われるもの、または不要と思われるものも多々あります。かつまた終戦後の新情勢に鑑みまして、新たに規定を設けねばならぬ点もありますので、ここに藥事制度の民主的運営、委任立法的規定の縮減及び公衆保健保護の見地からする取締規定の整備等に主眼を置いた藥事法案を國會に提出する次第であります。法案の構成といしましては、總則、藥劑師、藥事委員會、藥局及び調劑

医薬品、用具及び化粧品、監督、雜則及び罰則の八章及び附則からなつておるのであります。附則を加えますると、全條七十五條からなるものであります。

次に、この法案の骨子を申し上げます。第一章におきましては、この法律において用いられる主要なる用語について、その定義を定め、法律適用の範圍を明らかにいたし、第二章は藥劑師の身分規定でありまして、藥劑師の免許及び免許証の更新に關して規定を設けております。なお藥劑師國家試験制度及び免許証の更新に關する規定は、新たに設けられたものであります。

第三章は藥事委員會に關する規定であります。藥事委員會には事實的に重要な権能を與へ、藥事行政運営の民主化をはからんとするものであります。法律に規定いたしました権能のおもなるものは、公定書（原案作成）、藥劑師國家試験の執行及び廣く一般藥事に關する建議でありまして、厚生大臣はこの建議を尊重して、民意に即した行政を行はんとする次第であります。

第四章は藥局及び調劑に關する章であります。現行藥事法と著しく異なつておりますのは、藥局開設の許可制度を廢して登録制度としたし、登録を毎年更新することにより業務の具体把握をはかりました点、及び藥劑師の調劑權を規定してあります。條文の但書として、現行藥事法においては附則において規定してゐる医師、齒科醫師または獸醫師の調劑權に關する規定を加へ、かつその規定の内容を、これらの者が自己の処方せんにより自ら調劑するか、藥劑師に調劑させる場合にはこ

の限りでないというように書き改めた点の二点であります。

第五章は医薬品、用具及び化粧品に關する章であります。現行藥事法は單に医薬品のみの法的規正の対象としたしてゐるものであります。本法案においては医療器械器具、その他衛生用具及び化粧品は國民保健に對する重要性に鑑みて、新たに取上げて、これらについても医薬品に準ずる取締を加へておるのであります。医薬品の製造業、輸入販賣業並びに販賣業の許可制は、これを廢して藥局と同様に登録制を採用し、一定の基準に達すれば自由に登録せしめ、用具及び化粧品の製造業についても同様の制度を取入れてあるのであります。ただ用具はその範圍がきつめて廣く、取締の対象とする必要のないものもあり得るので、この法律の適用を省令によつて排除しうる規定を設けてゐる次第であります。

次に不良医薬品及び不正表示医薬品に關しても詳細な規定を設けて取締の万全を期してゐる次第であります。用具及び化粧品につきましても、医薬品に準じて不良粗悪品及び不正表示品の取締に遺憾のないよう措置してあります。

第六章及び第七章は、監督及び雜則といたし、藥事監督員の規定、登録の基準並びに公衆會に關する規定を設け、運用の万全を期してゐる次第であります。

以上概略を申し上げましたのは、この法案の骨子と、これに關するおもなる内容であります。現行藥事法に比し、その規定の内容はきつめて具體的でありまして、でき得る限り委任立法を避け、いやくも權利義務に關係の

ありますものは、能う限りこれを法律中に規定した次第であります。

以上藥事法案の内容につきましても大要の御説明を申し上げたのであります。が、何とぞ御審議の上速やかに御可決あらんことを切望いたします次第であります。

○久下政府委員 私からたゞいま提案理由の説明がございました以外に、補足的な御説明を申し上げたいと思ひます。若干重複するきらいもございまして、一應藥事法案の骨子、重点と申しますような点を申し上げてみたいと存じます。

第一は提案理由の説明にありましたように、本法案の取締の対象を従来の藥事法よりも廣くいたしました点であります。御承知の通り医薬品または医薬部外品、あるいは毒物、劇物といふようなものは第一回國會の御審議もいただきました。別個の法律で取扱つておつたのであります。今回はこれらもすべて藥事法案の中に取入れることにいたしてゐるのであります。そのほか医療用器械器具その他の衛生用具がはいつておりますことは、提案理由の説明にありました通りであります。さらにまた化粧品につきましても、従來別の法律で取締つておりましたものを本法案の中に取入れました次第であります。

次は藥事委員會に關する制度を設けた点でございます。これにつきましても大体は提案理由の説明の中にございしましたのであります。要するに藥事行政の民主的な運営をはからうといふ趣旨でございまして、總數五十一名以上をもつて組織し、これには斯界の学

職権者等を網羅いたしまして、薬事行政の運営に遺憾のないようにいたそうという次第でございます。本法案を御覽をいただきますと御了解いただけますように、ほとんど薬事行政を行いますにつきましても根本的な重要な事項は、すべて薬事委員会の決定または建議に基づいて行ふように相なつておるのであります。

次は薬剤師國家試験制度の創設という点であります。医療関係者のうち、すでに医師、歯科医師につきましても國家試験制度が設けられ、すでに数回にわたつて國家試験が行われておるのであります。さらにまた看護婦、保健婦、助産婦等につきましても、制度をいたしましては國家試験をやることに相なつておるのであります。薬剤師につきましてもこの一般方針に従ひまして、薬剤師の資質を向上し、公衆衛生の發達をはかりましたために、從來藥學校を卒業いたしましたれば當然に免許がもらへましたのに、さらに加えて國家試験を受け、これに合格いたさなければ免許を與えないような制度にいたすことにいたしてあります。

次は從來の許可制度を相當廣い部分において届出登録の制度に改めた点であります。これにつきましても提案理由の説明の中にありました通りであります。かようにいたしましたのは、この種企業自由なる發達をはかるという趣旨でありまして、ただ届出登録ではあります。何でも無條件に登録するといふ考へ方でありませんで、藥局なり、医薬品製造業につきましても、その最小限度の要求は薬事委員会で審議し決定していただきます。その建議に基づきまして、その要求に合うもの

を登録をしていくというふうな取扱いにいたしたいと考えておるのであります。

その次は薬剤師會に関する規定が新法案では全然なくなつておる点でございます。從來の藥事法におきましては、すべての薬剤師は薬剤師會を設立し、これに強制的に加入いたさなければならぬことになつておつたのであります。新憲法の精神から申しまして、かような強制設立、強制加入の制度を設けておくことは適當でないと思ひます。医師會、齒科醫師會と同様に法律の面からはこれを創設いたしまして、醫師會、齒科醫師會と同様に民法に基く社團法人として任意加入、任意設立の建前で、しかもその行います仕事におきましては、薬剤師本來の任務の向上をはかり得るような活動をしていただくことを期待いたしておるのであります。

以上はこの法案の骨子でございますが、そのほか二、三部分的な点を申し上げます。実は医薬分業に関する規定の書き方を現行藥事法と受けた点であります。この点は提案理由の説明にもございました通りであります。それから新しくベニシリン、ゾルファミシリン等の製剤につきまして、厚生大臣の指定いたしましたものは、医師、齒科醫師の処方せんまたは指示に基づきに販賣または授與してはならないといふような制度が設けられていた点も新しい規定でございます。それから薬剤師の免許証につきまして一年ごとに更新をするといふような規定も新たに設けられております。さらにまた從來の藥事法には、薬剤師は正當な事由がなければ調劑の求めを拒むことがで

きないといふような調劑義務の規定があつたのであります。新法案におきましては、當然のこととして法律の規定からは創設いたしておるのであります。

これらの点が從來の藥事法と変わりましたおもな点でございます。以上をもちまして私の御説明を終りたいと思ひます。

○山崎委員長 それでは質疑に入りまします。質疑は通告順によつてこれを許します。太田委員。

○太田委員 藥事に関して詳細な法律をお出しになつたことは、まことに結構でございます。まだ詳細に研究しておりませんので、追つて詳しい問題は伺いたいと思ひますが、きょうは基本的なものとして、政府は藥事に関しまして一般に守れる法律をつくるつもりなのか。主査の取締はするが、やみ買いをして食つてもよいという程度に形だけをして、實際は守りにくいことを承知しながらお出しになつたのであるか。それをお伺いしたいのであります。

○喜多政府委員 太田委員の御質問に對しまして、厚生省といたしましては、法律を提出いたしました限りは、その法律を守り得るよう取締をいたす決意をいたしておる次第であります。

○太田委員 第二十二條「薬剤師でない者は、販賣又は授與の目的で調劑してはならない」といふ規定がありますが、はたして嚴重に取締れるという自信がありますか。すでに藥局において、また医師も、この権限が與えられておりました。あるいは看護婦がアスピリンを盛るといふようなことはあると考へますが、こゝういふ点をどう

お考へになりますか。

○喜多政府委員 今回の法案の最も重要な点であると存じますので、医師に對します調劑權を、みずから処方せんをもつてこれを調劑するのみを認めていふといふ点からみまして、代行行為につきましてはこれを極力取締る方針であります。

○太田委員 その方針は非常に結構だと思ひますが、事實上は非常にむずかしいものだらうと思ひますので、むしろ簡單な、薬剤は代理調劑をしてもよいといふような規定を設ける御意思はございませんか。

○喜多政府委員 ただいまのところさういふ考へはもつておりません。

○太田委員 それではさういふことにさせていただきます。

それからさらにこゝういふ法律をおつくりになります場合に、現在すでに行政整理といつたやうなことが問題にされておりました。事務の簡素化といふことがいわれておりますのに、非常にめんどうな手数をしなければならぬやうなことがたくさんあると思ひます。

殊に薬剤師の免許登録、調劑の登録、製造の登録を年々更新するといふやうなことは、非常な手数であり、政府はこれからますますめんどうに仕事をしたいといふやうなものであるのか、簡素化したいといふやうなものであるのか。それを伺いたいと思ひます。

○喜多政府委員 ただいま御指摘の通り、それらの仕事は非常に手数のかかることは十分承知いたしております。なおこれは本法案と雖も、後に御審議を願います医師齒科醫師法におきましても、免許について年々義務的なめんどうなことが規定されてお

ります。なるほどこれは行政の簡素化といふ面とは相反するやうになるのであります。しかしながらこれを簡素化する途を案は知らないものであります。できる限り徒らに複雑なことにになりませんやうに、実施にあたつては適當な方法を考慮いたしまして、御懸念の点のなるべく少いやうにしようと思ひます。しかしながら決してこれは簡素化になつてゐるとまで私は強弁いたしません。

○太田委員 この問題につきましても、追つて研究いたしまして再び討論したいと思ひます。私の質問はこれで終ります。

○山崎委員長 次に補原委員。

○補原委員 逐條的の御質問はこの次に保留いたしまして、政府がこのたび御提案になりましたスルフアミド並びにベニシリン、ストレプトマイシンにつきましても、医師あるいは齒科醫師の処方せんがなければこれを販賣することを許さないといふやうな考へは、どういふ点からきてゐるのでございませうか、承りたいと思ひます。

○喜多政府委員 私から申し上げるまでもなく、補原委員はよく御承知だらうと思ひますが、さういふ條項を法文の中に入れたのは、これらの薬剤が十分な医学的知識、治療上の処置に對する知識と経験のないしやうの方々によつて濫用せられま

す。場合には、薬がかえつて毒になるという危険があること、なおこれはあまりに医学的専門的な考へにわたるかも知れませんが、それらの薬が効力を發揮する上に、從つて濫用したためにその力を減少する、すなわち有効適切な効力を必要ときに發揮し得ないと

いうようなことも考えられますので、これらの薬は非常によく効きます、正宗の名刀のごときのものでありますから、これを徒らに振りまわすわけがするおそれがあるというふうな考えがいらしたとして、最も安全なように医師あるいは歯科医師、獣医師等の、それらの薬を使うことに十分なる経験と知識のある方々の指示あるいは処方せんによつてこれを販賣するがよろしいということをお考えまして、これを差し加えた次第であります。

○藤原(幸)委員 そういたしますと、ペニシリンを濫用した場合にも、やはり毒性があるという御見解でございますか。

○東(龍)政府委員 これは私よりも経験のある臨床医の方々に私がむしろ伺わなければならぬと思うのでありますが、その毒性と申します事柄がどういふことを的確にお話しになりますか。存じませんが、ペニシリンといえどもこれを濫用することによつて、不測の害のあるということをおそれる次第であります。

○藤原(幸)委員 私の了承している点によりますと、ペニシリンはいかに多量用いても、ほとんど身体に害がないと承知しておりますが、その点の御研究がございましてこの法文の中にペニシリンをお入れになったのでございましょうか。もう一度お伺いいたします。

○東(龍)政府委員 この法文の中にペニシリンを入れたことにつきましては、それは、それ(その方面の専門家の御意見を、私どもの方といたしましては)でき得る限り伺つたつもりでおります。

○藤原(幸)委員 政府のはつきりした御答弁がないようでございますが、もう一度承りたいのは、ストレプトマイシンはたしてこれは過量濫用した場合には毒性があるという文獻上の確かな根拠がありますか。

○東(龍)政府委員 ストレプトマイシンにつきましては遺憾ながら私の方に今仰せになりますような文獻なり経験はもつておりません。ただこれはアメリカにおきましてストレプトマイシンが取扱われておりますその方向になつたのであります。

○藤原(幸)委員 そういたしますと、今のお話では、ズルフォアミッドを濫用いたします場合に相当毒性があるというところはつきりしておるのでございますが、ペニシリン、ストレプトマイシンはこれを濫用程度に多量用いても、あまり毒性がないといふふうに私も承知しておるのであります。それにもかかわらずこの法文にこれをお入れになりました理由は、一にこれを用います場合に、常に血液の中に同じ濃度を保つようこれをいかなければならぬとか、あるいはこれをごく少量用いました場合に、あるいはこれをときどき停止いたしましたとき、これを用いた場合に、細菌に対するこれらの薬効的効力が非常に薄まつてきて、わが民族の間に存在いたしますところの細菌が、ついにこれらの薬に対して強い抵抗をもつてゐるために、たとえて申しますと肺炎にいたしましても、その他の種々の病気がほとんど治癒しない状態になるということを憂へられまして、そしてこの法文にこれらのことをお入れになつたと存するの

に、これらの毒性があるからここにお入れになつたのではないと承知いたしまして、その点につきまして政府当局の御意見を承りたいと存する次第であります。

○東(龍)政府委員 私から最初のお問に對して申し上げましたように、毒性のみを問題として入れたのではなく、毒性の点と今藤原委員のおつしやりました細菌の方の、いわゆる薬剤に對する抵抗力の増強といふことの可能性を考へて、その両方面を考へてこれを加えたのであります。今仰せられます通り、いずれのものが毒性を主としておるか、いずれが今のような細菌の抵抗力増強を主としてこれを懸念するかという点につきましては、藤原委員の仰せられた通りであります。

○藤原(幸)委員 そういたしますと、これらの、たとえて申しますと、ペニシリンにいたしましても、ストレプトマイシンにいたしましても、これを多量に用いる危険よりも、むしろこれをごく少量に用いたときに、細菌が死滅しないで、ついにこれらの薬剤に對して抵抗力をもつというところに危険があるのであらうと存するのでございまして、そうしてある一定度の制限をもつて薬剤師その他の販賣業者に民間的に販賣を許されるというその量並びに質の点につきまして承りたいと存するのであります。

○東(龍)政府委員 この法案で今の厚生大臣の指定する云々ということについて考へておられます点は、今の御質問のような質もしくは量といふような方面には及んでおりません。ただいかなる形の製剤はこれを民間の業者者に自由に販賣せしめてもいいか、あるいは悪いかという点を考慮して、厚生大臣の指定をする、そういうふうな考えであります。

○藤原(幸)委員 大体了承したのでございしますが、たとえて申しますと、ペニシリンを含みまたは含み薬とか、あるいはペニシリンを含みまたは含み薬とか、そういうふうなものはこれを販賣許可をなさるおつもりでございしますか。

○東(龍)政府委員 具体的の面につきましては、先ほど説明の中にありますた薬事委員会が、主たるこれらについての決定の意見を述べて、それに従つて厚生大臣が指定をいたすことに相なると思ふのでございしますが、しかしながらただいまでも明らかに規定いたされまことは、今お話のような、たとえば何々軟膏といふような膏薬の中にはいつていふようなものは、当然自由になつて通り市販されて差支えないものと考えるのであります。また一方明らかに注射以外に用いられないような形になつておられますものは、当然やはり指定せらるべきものというぐあいに考へておりますが、その中間にありますが、具体的な品物について、いかなるものが指定されるであらうかといふことは、一に薬事委員会の決定にまつべきものと考えております。

○藤原(幸)委員 私の先ほどから主張いたしますのはこの点でございまして、たとへばズルフォアミッド、あるいはペニシリンを外用的に用いまして場合に、その細菌はこれらの毒物に對して抵抗力をもつのであります。またこれを吸入いたしましても、並行的

に用いまして、ある程度の効果がある以上は、微菌はこれらに對して抵抗力をもつのでございまして、この効力の弱い薬をしばしば微菌に作用することによつて、遂にその微菌は強力なる抵抗力をこれらの製剤に對してもつに至るのでございしますが、その点を私は憂うのでございまして、たとへば淋菌のアルバジルに對する抵抗力は、すでにわが國においても強くなつてきておる状態でございますので、早に薬事委員会というふうな委員会におきまして、ペニシリンは含有量が少いので、あるいはストレプトマイシンの分量は少いので、ズルフォアミッドの含有量は少いので、毒じやないからこれを賣らせようといふ考えそのものに危険があるといふことを私は指摘いたしたのであります。なおこの点につきましては、この次の厚生委員会におきまして質疑を続けたいと思ふのでございしますが、今日はこの程度で私の質問を保留いたします。

○山崎委員 有田君。

○有田委員 細目にわたりましては後刻質疑いたしたいと思ひますが、總括的に政府当局に質問いたしたいと思ひます。まず最初に全國藥學生連盟から、私の紹介で請願が出ておりますので、その請願の点をお読みいたしたいと思ひます。

先般全國藥學生は一九九となり、藥學の發展を目的として全國藥學生連盟を組織し、爾來医療制度の合理化と意義及び内容の一致せぬ國家試験の不當等を指摘しつづ今日に至つたのであります。しかるに今國政府原案として國會に上程される「改正藥事法案」は現行藥事法をさらに改悪したものであり、殊

に一般公衆衛生及び医療制度合理化の万全を期せられない悪法である、全國藥學生一般の不滿とするところであり、かかる要請により次に述べの諸点の事項を改善せられんことを請願すべく委員会は決議しました。

一、調剤の項における不合理に關して「第二十二條藥劑師でない者は、販賣又は授與の目的で調剤してはならない。但し、醫師、齒科醫師又は獸醫師が自己の処方せんにより自ら調剤し、又は藥劑師に調剤させる場合は、この限りでない。」これは從來暫定的に附則に認められていた醫師等の調剤權が本則において永久化され、藥劑師と同等の權利を醫師が保持することを意味しています。これが實現化すれば、診療處方を本業とする醫師等が製藥調剤を本業とする藥劑師の本分を侵害するのみならず、一般國民保健上重大な影響を及ぼすとともに藥劑師の社会的地位を没落させるものであります。さらに具体的に申し上げれば、醫師等は調剤權の獲得によりみずから診察し、みずから処方し、みずから調剤し、みずから死亡診断を書き、この間何ら人命毀損上の過失罪の責任を問われるべき過程がないのであります。かかる過程に醫師等の過失罪の責任を追及し、もつて医療制度の合理化の万全を期するは藥劑師の本分である社会的意義の存するゆえんであると信じますゆえに、調剤權は診療處方を本業とする醫師に與えるべきでなく、製藥調剤を本業とする藥劑師に一任すべきであると信じます。

二、サルファ系製劑、ペニシリン製劑、ストレプトマイシン製劑其他抗菌性物質調剤の拘束條項は不当であります。

す。第四十一條左の各号に該當する医薬品又は用具は、これを不正表示医薬品又は不正表示用具とする。厚生大臣の指定したサルファ系製劑、ペニシリン製劑、ストレプトマイシン製劑其他抗菌性物質製劑またはこれ等に類似した医薬品であつて、その表示に醫師、齒科醫師の処方せんによつて販賣すべき旨の注意が記載されてゐないもの。これは衛生思想の發展しつつある今日医薬品入手の経済的負担を増大せしむるものであります。例えばテラポール錠劑のごとき藥品は常備薬のごとく普及しているにもかかはらず、高價な醫師の診察なくては一般大衆に入手できないからであります。

三、藥劑師の身分法が制定されてい四、藥劑師の免許証は毎年更新せねばならぬ。

第六條第二号藥劑師は厚生大臣の定める手数料を納めて、毎年十二月三十一日までに、その免許証の更新を受けなければ免許証の効力を失う、また同様に第二十九條に藥局の登録は毎年更新し、第二十九條に医薬品販賣業登録も毎年更新せねばならないことを規定している。これは藥劑師の高額な諸説に加ふるに大衆課税的手数料を毎年納めなければならず、その経済的地位を低下せしめることによる。

以上の立場に立つて論じているのでなく、また現実にとられていたものでなく、一般國民保健上から、また日本医療制度の合理化から、今回の改正藥事法案對反對を主張しているものである。

何とぞわれ／＼藥學生の立場を深く御理解の上、希望條件を御斟酌くださつて御協力賜わらんことをお願いいたします。

一、醫師等の調剤權を藥劑師のいない一定地域に限定していただきたい。

弊害もあるであります。國民がいかにかすれば仕合せになるか。いかにすれば國民が安價に病氣を治すことができるかというところが、私は要点であらうと思つておるものであります。いさ／＼サルファ系の弊害あるいはペニシリン製劑を濫用することによつての弊害という点は、私もよく承知いたしておるものであります。しかし今日の急迫したしから政府當局のやり方がまずいために、國民大衆は非常に経済的に困窮いたしておるのであります。そのときにおきまして醫師の診断によらなければこれらの藥品が何一つとして得られないということになります。ならば、結局は國民大衆は非常な不幸になると思つておるものであります。たとえばズルファミン製劑につきましては、衛生委員のおつしやることを全面的に受入れたといひました。もしもサルファ系製品でこの病氣が治らなくなつたという場合でも、ペニシリンを打つことによつてそれをカバーすることができるとしております。しかも藥品というものは日進月歩をいたしておるのであります。ズルファミンにつきましても、ズルファミンの二期、三期、四期さらにズルファアザン、ズルファアネチー、ズルファアゾール、あるいはズルファアチアゾール、ズルファアダイアジン、ズルファメラジンというようにわずかの間に相当進歩をみえておるのであります。またペニシリンにいたしましても、今日非常に急速な進歩をいたしまして、日本におきましても昨年度は五百五十億單位でありました。ペニシリンの製劑も、二十三年度におきましては四千八百億單位というやうな、約十倍に近い生産

が上るといふやうな状態になつてまいつておるのであります。今日敗戦後の日本の國民が、どうしたらさういふ病氣に對して比較的経済的に、安易に治すことができるか。どんな病氣でも一々醫師に行かなければならないといふやうなことが、はたして妥當であるかどうか。もちろんアメリカのやうに非常に文化の程度が高く、國の富んでおる場合は別であります。日本は、敗戦後非常に混亂しており、しかも政府當局の無能のために、國民全体が今日非常に困つておるといふやうな状態におきまして、アメリカと同じやうな法律、しかもアメリカの四十八州のうちでわずかに十四州が布かれておるにすぎないで、あとの三十四州ではまだこれが問題になつていないにかかわらず、敗戦後の混亂した、経済的に非常に困つておる日本の國民に、しかも花柳病が非常に蔓延しておる日本の國民に、アメリカの状態と同じやうにそのまゝこれを押しつけようとするのでは、國民のためにとるべきものでない、私はしかく信じておるのであります。またその他の点にいたしまして、醫師についても同じことであります。が、藥劑師につきましては特に毎年免許を更新しなければならぬといふことは、私は實際において得るものでないと思つておるものであります。これなんかも何年かに一遍やるべきだ。たとえば自動車の免許証にしまして、五年に一遍届出をすればいいといふやうなことになるのであります。それから、この点は醫師につきましても、藥劑師につきましても、もつと簡便な方法が行わるべきだ、かように考へておるのであります。またもしも医

あり、建物の棟数は四百三棟、建物の延坪数は五千五百四十八坪という数字なるものでございます。各病棟間及び職場の距離が非常に遠く配置されてあるものでございまして、このためにいろいろ運営上において、あるいは日々の生活の上において不備な点も出る可能性もあるような状態になつております。

まず第一に莊側の代表との懇談会と

おきましては、莊側の代表といたしまして莊長、庶務課長、事務局長等の出席を求めまして、莊の紛争に関する要諦を聴取いたしました。その報告によりますと、ちやうど莊長が病氣のため二十一年の八月から二十二年の十二月まで、ほとんど不在がちとなつてりまして、殊に現在の庶務課長は昨の十一月に轉勤されて來られたといふことであります。終戦時に軍事保健院から移管されました物品等の問題につき、患者自治会は物品倉庫の公開を要求して來たのでございますが、これに對しまして論議の結果、庶務課長會の検査をいたしました。その結果は何らの不正をも認めざるべからざりました。在庫の纖維品に

きまして、患者自治会から個人支給を要求したしてきたということでありす。この際に庶務課長の話によりまして、当時問題になりました軍事保護から移管されましたえりまき百本にしましては、大体単価が十四である申しとおりましたが、これは近いうちに配給をするもくろみでおる、こうう話でございました。こういう要求に対しては、**莊當局**といたしましてはその不法なることを説明し、あるい

説得に努めまして、即時にこれに應ずることを拒否いたしました。患者自治会にはさらに進みまして、莊当局と同等の権利をもつて莊一般の経営に参加せんことを要求いたしました。それが容れられないというので遂に莊長に不信任を決議いたしました。目的貫徹のために脅迫、騒擾、デモ、面会の強要などを反覆いたしました。また無断に脱藩をいたしました。各方面に連絡をとり、宣傳に努め、各労働組合へも働きかけをいたしました。こととありまして、莊当局は誠意を盡して談合と説得に努力をいたしました。彼等が常に多数をもつて意見を迫つたというので、全然妥協の意思を示さなかつたと申しております。たとえ二月の二十日、莊長が彼等の要求に答へまして、面会の約束をいたしました際にも、突如として二百名の患者が集合いたしました。莊長の一言一句を罵倒いたしました。またまた妥協をみるこゝろがでなかつた。さらに三月の六日は、夕刻から七、八十名の者が、莊長の官舎及び庶務課長の官舎にデモを行いました。面会を強要いたしました。戸を叩きまじたり、罵倒いたしました。脅迫をいたしました。罵倒いたしました。さらに会議中の医局員並びに庶務、庶務課長を徹夜脅迫に及び、莊内の治安維持のために莊長の立場から、この喧嘩には十年ほど前に一つの騒擾事件がございまして、この場合においていくらかの怪人を出さなければならなかつたという過去の経験から見れば、これはなんとか無事に収めなければならぬという考えから警察の協力を得まして、その首謀者を九名、警察に告発することに至つた。な

お三月の六日、七日來、要求貫徹の手段といたしまして開始されていましてハントも、その筋の命令によりまして一時中止をいたしました。が、それにもかかわらず莊長に対する不信任案を撤回せず、要求貫徹に努力をいたしておりましたので、厚生本署とも打ち合わせまして、その指示に従つて療養所の入所規定第七條に照し、返又首謀者を命令退治せしめることとした。三月十七日以來十一名の患者の家族に對しまして、引取り方來莊の打電をいたし、言渡し終了いたしました。莊側の説明は以上のようなものでございまして、委員会に陳情を受けました。いゆる患者に對するところの給食停止、あるいはふとん取上げは、これはなかつたと説明をいたしておりました。

次に、おまじした懸談は莊の斡旋によりまして、十数名の村會議員あるいは村の代表との会見でございまして、その席におきまして村民からの訴えによりまして、村としては喧嘩のためにできる限りの便宜を興えておるにもかかわらず、村としては今日非常に迷惑な状態に置かれておる。それは患者がしばしば野荒しに出てくる。あるいはその他村の平和を乱すような行為がある。あるいはやみの根源を病院の患者がつくつておるというような意見が聞陳されたのでございまして。

なおこれに続きまして、次は患者自治会との会見をいたしました。いわゆる患者自治会はこの騒擾に及びました。その説明によりまして、患者としては療養者としての分を知らぬのでもなく、被保護者として他に對する感謝を忘れたのではない。また流行現象のいかなる争議的な行為を好んだのでも決してない。ちやうど本年の一月十四日庶務課長との会談以來、一貫して平和に即應した療養生活の確立に對する當局の理解を要望した。ところが集團の断食、大衆的な陳情など、こうして五十日余の交渉の結果、患者としては他にとる方法を知らず、遂にやむを得ずして至つた。むしろ患者をしてこうした手段を選ばせるに至つた當局に對して、はなはだ遺憾の情を禁じ得ない。その交渉の間において患者側からの意見としては、全然莊當局に誠意がないというところを考へさせられる行為が一つ、重なつておつた。闘争形態を一應中止した後も、當局のつた卑劣な行為に對して、第三者の公正な批判を切望するより途はなくなつた。原因は今日始まつたものではなかつた。むしろ一月以來のことであり、なおその根幹はもつと深く、かつ深いところにあると見られる。患者の行動の一部を取上げて、これを理由に問題のすべてを押しつぶそうとする意圖のもとに、代表者三十二名に對して退治命令の發動を予想されておつた。すでに十名に對して強制処分が附されておつた。かかる行為のために當局の一方的な強硬振りが明瞭になつてきたのである。殊に警察に對する出頭命令を促している点などは、行政処分であつたものでないで、刑事処分まで発展させようとする一つの意圖が明らかにかがわれるものであるというのでありまして、特に患者側といたしましては、庶務課長なり、莊長なりに一人、二人代表を送つたのではほとんど問題にされ

ない。何處参りましても拒絶をされる。従つて多数がともに庶務課長の官舎を訪れた。その場合にこの行為をデモとみなし、この行為を騒擾とみなすというこゝろに對して、患者としては承服のできない点がある。殊にそうした行為に對して首謀者とみなされるという点から、いきなり家族に對する退治命令の言渡し、いわゆる電報一本をもつて家族を呼び寄せ、即時に患者を引取れという命令があつた。殊にその中の訴えによりまして、四國から來ております一患者の家族は、その莊から受取つたところの電報の文面によつて、これはつぎ死んだのであらうというので、いわゆるお葬式の支度を整へて、その覚悟をもつて悲しみのうちに莊に來たところが、事實はそうではない。この事實を知つて愕然とした。これは二、三の患者の家族が、これと同じような受取り方をして莊に來ておるといふ事実も披露されておりました。いわゆるその電文の内容にいたしまして、非常に誠意のない打ち方をしておるといふことに對しての異議もございまして、なお患者のその行動をした者に対して、中の二名はふとんを取上げられ、六名に對しては七日間の食事の停止があつたといふ訴えをいたしております。なお患者の不滿の中には、いわゆる作業場に對する、勤務に對する、今日のインフル状態の中にあえぐ患者たちが作業をいたしまして、作業療法という建前に立つておる。莊からは、何らの報酬も受取ることができない。殊にそこに生み出した果実の分配などにあたりまして、これがどうも明瞭でないという点も指摘いたしております。

次に職員組合との懸談を要望いたしましたところ、莊側といたしましてはぜひ職員代表と觀察團との懸談会というこゝろにしたいという要求がございました。私も觀察團といたしましては、職員組合と觀察團との懸談会にしてみたいといふことを莊に要求いたしました。が、この場合いわゆる職員側といふのと、職員組合といふのと懸談会の段取りも論議があつたのであります。が、私もいましては、正式に認められておるところの職員組合との懸談会といふことを強く要望いたしました結果、そこに出てまいりました懸談会からの内容は、職員側との懸談会といたしましては、おのずから結論が達つておることを職員組合懸談会の中において、私どもは見出さなければならなかつた。職員組合との懸談会によりまして、いわゆる莊運営の一つの連絡機関は、莊と患者自治会との連絡会、あるいはまた職員組合と患者自治会との連絡協議会、あるいはまた職員組合と莊との懸談会、運営協議会というような三者がこもろくに連絡をしておつたといふことがはつきりいたしました。この職員組合からの報告によりますと、倉庫公開の際、あるいはその他の報告につきました。ほとんど他の懸談会において得た報告と一致をいたしておりました。が、いわゆるこの職員組合の見方といたしまして、今回の患者自治会のとりました行動を騒擾である、こゝろ見ます向きと、決して騒擾ではない、いわゆる患者として当然あつた空気のなかからはあの行動が生れたであらう、こゝろ是認いたします向きもあつたのでございまして。殊にそのデモと稱します

いと思ひます。私どものところには、もう二箇月にもなん／＼とするけれども、当局からは何らの御交渉もない。何らの処置もなされておられないという事も聞いておるのでありますが、これに対する当局のその後の御報告を伺いたいと思ひます。

以上をもちまして簡單であります。が、時風症の調査の報告にいたします。

○山崎委員長 本件につきましては、榊原委員も委員会から派遣されましたが、実情調査をすることになつておりました。小野委員長との間に、電話の連絡等の不便のためにそれができなかったのです。小野さんが御病氣で休んでおりますので、次会に出席された機会に、その点につきましても明確にしたいと存じております。

○榊原(幸)委員 ただいま松谷委員からお話がありました。その最後のところでお述べになりました、たとへば告発を取止めるとか、あるいは不信任を取下げるとか、その他長官の問題、長期の患者に対して主治医の意見を聴くというふうなことを、松谷並びに飯村岡委員がおいでになりました。そう当局に御要望なすつたのでございますか。あるいは御感想としてお述べになつたのでございますか、殊に今の御報告の後半におきましては、当局に意見を聴く、あるいはその後の処置はどうだというふうな御報告がございまして、これは御報告として承つておるのでございますか。それとも松谷先生自身が御質問なさつておられるのでございますか。その御質問を委員長はお許しになつておるのでございますか。その点を承りたいと思ひます。

○松谷委員 私の申の上げ方が混亂したかと思ひますので、その点はおわびをいたしますが、私としてはまいりまして委員の感想として附け加へさせていただきます。報告をいたしまして、本委員会に掛けていただき、本委員会の結論を出して、本委員会から当局に一つの要求をなす。あるいは示唆をするのが妥当だろうと考えております。ただ本委員会の各委員が結論を出していただく場合、一つの参考資料といたしまして、飯村、私岡委員の出しました私どもとしての結論を、報告の中に加へさせていただきます。また松谷委員から承りましたこと、私どもは承りました。

○徳田委員 この問題の報告にあたりまして、こうした問題の起つた根本的な原因、また当時における想像だとか何とかいろいろ言ひますけれども、これはそうじやなくて、その間における一種の争議的行為であつて、この争議的行為の発生した近因につきましても、これからそれら何れを要求したか、この要求に対して当事者は、相手方である莊側は一体どういふことをしたかというところは少しも述べられておりませんので、事の真相はちつともわからないと思ひます。われ／＼の聴き及ぶところによりますると、この問題の眞因は、莊側において非常に不正な事実がたくさんある。特にここには特殊物件と称すべき軍時代、戦争時代における薬造物及びその他の配給品がある。これを不正に横流した事件、あるいは横領した事件、これら患者に配らなかつた事件、それがたくさんあると聞いておるのである。なおまた莊の取扱ひが規則を破つて、

きわめて乱暴なやり方をしておることも聞き及んでおるのである。こういうことが原因になつて、これは一種の争議行為に発展しておるのである。でありますからこれはひとつ争議行為として判断しなければ、單に想像をしたとか、この取扱ひが悪かつたというのでは、問題を解決すべきものではないと思ひます。従ひまして報告者、それらの点について一層深い報告をこの委員会にしたいと思ひます。

○松谷委員 ただいま徳田委員からお話がありました。いわゆる軍事保護院時代からの移管物資の横流しという点につきましては、患者自治会から私どもにまいりました訴えにつきましては、そうした不正事実に対する問題は、何ら加味されてなかつたのでございまして。私どももこの点を自治会に追及いたしました。今度の問題はそうした物品の横流しとか、そういう問題ではないのだというのをはつきりと患者自治会側も申しおりましたので、私どももいたしましては、特に今回の調査をしようとした物品の横流しに重点を置きませんでした。殊にただ一つ加えられましては、私ども帳簿に對しまして種々閲覧を求めましたところ、その帳簿にはほとんど監査と申しま

すか、検閲と申しますか、いわゆる從來であるならば庶務課長なり、あるいは莊長なりの承認の印なり、検閲の印があるのが当然でありまして、こういふことがほとんどなされていなかった。言ひ得る点は帳簿に對して非常にルーズであつたということだけは、われ／＼調査團も見ることができました。その点についての私どもの意見は、でございますが、ただいま徳田議員から

の御質問は、そうした何か具体的な陳情が徳田委員の方にあつたのでございませうか。少くとも私どもが初めに得ました陳情におきましては、そうした点は全然含まれておらなかつたという事を申し上げることができるとでございます。

○徳田委員 しかればこの事件の起つた原因は一体何です。原因はどこのなのです。原因はここにはちつとも報告されておらぬ。單なる現象を捉えて、これがあつたのと言つておるだけである。患者と莊長との間に、こういう大騒動が起る原因は一体何であるか。これに一体何を要求しておるのか。それからあなたの報告によりますと、村の人々のいわくでは、ここがやみの巢屋になつてゐるというやうなことを言われまして、一体これはどういふことを意味するの、これらの点もひとつ明らかにしてもらいたい。

○松谷委員 ただいま徳田議員の御指摘の、一体それではこの紛争の根源はどこにあつたか。それはいわゆる経営参加を要求したといふところに一つの原因があつたと考えます。あるいはまた莊長初め各職員との封建的な官僚的な感覚から出てくるこの莊運営に對する不満があつたと考えます。いわゆる経営参加を要求するに至つた場合のその原因は、いわゆる物があつたが配給をしないといふところに一つの原因があつたと見ております。その具体的な私どもにまいりました問題が、赤モスリンであるとか、あるいはえりまきであるとか、こういう訴えになつてきております。その点につきましては患者自治会でも了承をして、現物はそのまま保存されておるといふことにな

れております。また村議との対談の中で、ここがやみの根源になつておる、こう申しますその理由は、莊側との対談のときにも一つの問題になつておりましたが、このごろ結核病院に對するところの特別な配給がいく。バターであるとか、あるいはたばこであるとか、その他の品にいたしまして、こういうものを結局患者はそのまま食するよりも、あるいはそのまゝ身につけるよりも、これをやみに賣つて他の物を求めなければならぬという、今日の満足患者に與へることのできない國立病院の賄ひ、あるいは國立病院の経営、そうした欠点から出てくるこの一つの現象でありまして、患者が配給の物を村に賣り歩くと、それで村に對するやみの根源は病院にある、村にはないやうなものが病院に配給をされて、そしてそれを村に賣りに来るから非常に困るのである、こういう見解に立つてのやみの根源であるといふ言葉を村人は使つておりました。

○徳田委員 われ／＼の知るところとは大分違ひますので、この点は実は特殊物件の処理問題につきましても、不當財産取引委員会でも相当問題にしなければならぬものがある。事実これらの病院及びその他療養所におきましては、たくさんの方の戦時中の貯蔵品がある。この貯蔵品の行方に対しては、以前にもこの厚生委員会でも問題になつたのでありますが、相当莫大なものに不当に処分されておることは明らかである。大体推察がつくのである。この問題とこれとは非常に関連がある問題でありますから、私としてはどうしてもこの問題をもつと追究しなければいけないと思ひます。これだけを隠し

てこの争議だけを取扱うということでは、この事件の真相を掴むわけにはいかないと思う。また市長その他の病院の今後の改善につきましても、この問題を引離しては問題にならぬと思う。それです。どうしてこれにこの報告に基づきまして、さらに晴嵐荘の争いの当事者である両方を証人としてここへ呼び出して、相当こちらのものつておる材料につきましてこれを尋問してみたい、尋問しなければならぬ、そうすることになればこの国立病院の利便は改善することはできないと思うのであります。この国立病院につきましても、なおほかに重大な問題がある。しかしこれは今すぐにここに問題にいたくありませんけれども、非常に重大な問題である。これは主として食糧問題でありまして、重大な問題である。それから看護婦の取扱いに對しましても、重大な問題があるのであります。これらのものはまた民生に對する保護、國民の保護に保護法の適用などにつきましても、重大な問題を含んでおるのであります。これらはやはり関連する問題であります。本日はこのあとの問題は取上げなくて、少くともこの事件の起つたものと深い原因をわれ／＼は掴まなければならぬと思う。そうしないとこの問題は片付かないと思つてから、いづれ委員会におきましてこの問題に對する証人の申請その他につきましては、今日は定員も足りないようでありまして、本日はこの質問を打ち切りたいと思つてあります。

まして、水害地救援物資について緊急質問を求められておりますが、これを許すに御異議ありませんか。——御異議がなければこれを許します。菊池豊君。

○菊池豊君 事は茨城県と埼玉縣をめぐりまして、昨秋の洪水の際に起つた事件でありまして、内容の片鱗を申し上げて御判断を乞いたいと思つて、えんもののは、かようなことが繰返されまると、社会事業の円滑なる、健全なる進行を阻むと存じますが、ゆえに、委員長並びに当局の重大なる関心を喚起したいと思つたのであります。金はわずか二百万円そこ／＼のものであります。たとえて申せば、隣人の愛において供出したました一戸一点の数千点の物資を、水害救援交付金の中に買上げたと称して申請してあります。また当局はこれを公告いたしてあります。その他團圓の物資等も、非常に莫大なるものがありまして、このことがいかに進駐軍の耳にはいり指摘するところとなり、司直の手の発動となつたのであります。私も思つておるに、かようなことが発表されますことは、罹災民に對する理解と同情をもたぬものであるというやうな、それから一面罹災民に對する温い同情と緊急不可避の施設として仕方がないというやうな観点から、ともすれば内容の検討を等閑に附され、あるいは使つてしまつたあとの監査とか、調査とかが非常でないがしろになりがちであつた既往のことが少なくないと思つたのであります。それに一部の不心得なる官僚が参加しておると思つたことは、茨城県古河町の町長さんが事件の對象になつておるのであります。取調

べ、あるいは一部の廉直な町民青年の暴起に對してかような答弁を與えております。この金は公金ではない、印刷物にも載り、公報にも声明書にも載つておりますが、公金ではない、これはわが輩と縣当局の間に渡された金で、町会に諮る義務は断じてないものだ、こゝ放言しております。もちろん縣当局は町会の審議に附すべき性格のものであると、最近の臨時縣会で公表いたしておりますが、この不逞の言葉に徹しましても、一部の関係者がこれらのいわゆる清浄無垢の金錢あるいは物品に對して、大きなやみ取引をしてゐるということ、あるいは大きな浪費を働いておるといふ事実も想像することができると私は思つたのであります。〔そこが大事な点だと呼ぶ者あり〕元來、昨秋の國土計画委員会でも、私かようなことを申しまして資料を委員長まで出しておきましたが、昨秋ばかりでなく、昭和二十三年度の予算で、幸うじて府縣に交付いたします補助費のごときは、十八年度のもの今年度のうちに補助することができると言つておるのではありません。果々たる砂利取り場となつてしまつた田地田畑、あるいは未だに雨露を被る家もつくこともできないやうな人たちが、血を吐くやうな叫びをあげております事情に藉口して、一顧に値しないにもかかわらず、こゝういふ金を使つていふとさうさまざれの火事場泥棒は、追放するに躊躇しません。それを金錢をもつて莫大になげきいをしていふやうなことは、まことにゆゆしいことではないかと思つたのであります。かような観点に立つて考へてみますと、正直者がばかをみるということが、緊急不可避

の社会事業費の中からも現われているといふことは、まことに悲しむべき事実であります。これに對して最近の滔々たる道義の頌語の一つの原因なりと指摘することもできると私は思つたのであります。現に香取村と申します村の村長は——一町八箇村から物が出たのであります。この村長はこゝういふ申請書を寄つてという縣当局の指示に對しまして、実に意外に思ひ、そして夢と情熱とをもつて行つた品物を、金で賄うといふことは不当だと思つ、いゝわんやその員数において、金額において、不當過大な要求をしるやうなことは、われ／＼は断じて與することはできないと一應は拒絶いたしておるのであります。さうなわけ、この問題は私思ひますのに、今までも相當災害の救援金、あるいは緊急災害防除費等の中に、かような暗い陰惨なる影がなかつたことと断言することはできないと思つたのであります。これは古河町に現われたことだけであります。いゝわゆる水山の一片、龍の片鱗でありまして、実は過去数十年にわたつて、かようなことが白晝のものと堂々と行われてきたといふことを私は否定することはできないと思つた。この点について國土計画委員長も近く現地に駕を枉げられるはずであります。当局のはつきりとした所信を質し、そして過去はとにかくといたしまして、將來かような明朗性を欠いた費目の支出のないやう、おそろく踵をついで来るであろうこれらの災害に對して、格段の御考慮を煩わさなければならぬと思ひますので、ごく簡単にありますが、一切は書類によつて委員長の明晰を仰ぎたいと存じます。委員各位の格別の関心を賜わら

んことを要求いたしまして終ります。○山崎委員長 菊池君、今の厚生省關係の事件についての核心がよくわからぬのです。○菊池豊君 それは社会局長のお話であります。○山崎委員長 それはただいまあなたの今の御質問の中に厚生省關係において……○菊池豊君 いわゆる水害救援交付金、おそろくこれを取扱ひました熊谷と申します茨城縣の民生部長は、辞表を提出する意思があることを新聞にも漏らしておられますので、これだけの重大問題を社会局長が知らぬということはないと思ひます。○山崎委員長 知らぬという意味ぢやない。あなたの質問の核心が、この委員会において質問されることの焦点をはつきりおつしやつて下さい。○菊池豊君 この委員会に深い関連をもつておりますことは、社会事業費、いわゆる緊急不可避の水害に悩んでおります人々を救援いたしました費用の費目の使途について、はなはだ不正、不義の点がある。しかもその金を受けた土地の人たちが、大乗的の見地から不正、不義の金だから受けられな

いと決議してゐるのです。○山崎委員長 わかりました。○木村(忠)政府委員 ただいまの御質問に對しましてお答えいたします。御質問のありました点につきまして不正は、ただいままで私聞いておりません。至急に調査いたしまして、調査の上お答えいたしたいと思います。○菊池豊君 私はこの事件につきまして、司直の人たちの意向も聴きまし

てこの争議だけを取扱うということでは、この事件の真相を掴むわけにはいかないと思う。また市長その他の病院の今後の改善につきましても、この問題を引離しては問題にならぬと思う。それです。どうしてこれにこの報告に基づきまして、さらに晴嵐荘の争いの当事者である両方を証人としてここへ呼び出して、相当こちらのものつておる材料につきましてこれを尋問してみたい、尋問しなければならぬ、そうすることになればこの国立病院の利便は改善することはできないと思うのであります。この国立病院につきましても、なおほかに重大な問題がある。しかしこれは今すぐにここに問題にいたくありませんけれども、非常に重大な問題である。これは主として食糧問題でありまして、重大な問題である。それから看護婦の取扱いに對しましても、重大な問題があるのであります。これらのものはまた民生に對する保護、國民の保護に保護法の適用などにつきましても、重大な問題を含んでおるのであります。これらはやはり関連する問題であります。本日はこのあとの問題は取上げなくて、少くともこの事件の起つたものと深い原因をわれ／＼は掴まなければならぬと思う。そうしないとこの問題は片付かないと思つてから、いづれ委員会におきましてこの問題に對する証人の申請その他につきましては、今日は定員も足りないようでありまして、本日はこの質問を打ち切りたいと思つてあります。

まして、水害地救援物資について緊急質問を求められておりますが、これを許すに御異議ありませんか。——御異議がなければこれを許します。菊池豊君。

○菊池豊君 事は茨城県と埼玉縣をめぐりまして、昨秋の洪水の際に起つた事件でありまして、内容の片鱗を申し上げて御判断を乞いたいと思つて、えんもののは、かようなことが繰返されまると、社会事業の円滑なる、健全なる進行を阻むと存じますが、ゆえに、委員長並びに当局の重大なる関心を喚起したいと思つたのであります。金はわずか二百万円そこ／＼のものであります。たとえて申せば、隣人の愛において供出したました一戸一点の数千点の物資を、水害救援交付金の中に買上げたと称して申請してあります。また当局はこれを公告いたしてあります。その他團圓の物資等も、非常に莫大なるものがありまして、このことがいかに進駐軍の耳にはいり指摘するところとなり、司直の手の発動となつたのであります。私も思つておるに、かようなことが発表されますことは、罹災民に對する理解と同情をもたぬものであるというやうな、それから一面罹災民に對する温い同情と緊急不可避の施設として仕方がないというやうな観点から、ともすれば内容の検討を等閑に附され、あるいは使つてしまつたあとの監査とか、調査とかが非常でないがしろになりがちであつた既往のことが少なくないと思つたのであります。それに一部の不心得なる官僚が参加しておると思つたことは、茨城県古河町の町長さんが事件の對象になつておるのであります。取調

べ、あるいは一部の廉直な町民青年の暴起に對してかような答弁を與えております。この金は公金ではない、印刷物にも載り、公報にも声明書にも載つておりますが、公金ではない、これはわが輩と縣当局の間に渡された金で、町会に諮る義務は断じてないものだ、こゝ放言しております。もちろん縣当局は町会の審議に附すべき性格のものであると、最近の臨時縣会で公表いたしておりますが、この不逞の言葉に徹しましても、一部の関係者がこれらのいわゆる清浄無垢の金錢あるいは物品に對して、大きなやみ取引をしてゐるということ、あるいは大きな浪費を働いておるといふ事実も想像することができると私は思つたのであります。〔そこが大事な点だと呼ぶ者あり〕元來、昨秋の國土計画委員会でも、私かようなことを申しまして資料を委員長まで出しておきましたが、昨秋ばかりでなく、昭和二十三年度の予算で、幸うじて府縣に交付いたします補助費のごときは、十八年度のもの今年度のうちに補助することができると言つておるのではありません。果々たる砂利取り場となつてしまつた田地田畑、あるいは未だに雨露を被る家もつくこともできないやうな人たちが、血を吐くやうな叫びをあげております事情に藉口して、一顧に値しないにもかかわらず、こゝういふ金を使つていふとさうさまざれの火事場泥棒は、追放するに躊躇しません。それを金錢をもつて莫大になげきいをしていふやうなことは、まことにゆゆしいことではないかと思つたのであります。かような観点に立つて考へてみますと、正直者がばかをみるということが、緊急不可避

の社会事業費の中からも現われているといふことは、まことに悲しむべき事実であります。これに對して最近の滔々たる道義の頌語の一つの原因なりと指摘することもできると私は思つたのであります。現に香取村と申します村の村長は——一町八箇村から物が出たのであります。この村長はこゝういふ申請書を寄つてという縣当局の指示に對しまして、実に意外に思ひ、そして夢と情熱とをもつて行つた品物を、金で賄うといふことは不当だと思つ、いゝわんやその員数において、金額において、不當過大な要求をしるやうなことは、われ／＼は断じて與することはできないと一應は拒絶いたしておるのであります。さうなわけ、この問題は私思ひますのに、今までも相當災害の救援金、あるいは緊急災害防除費等の中に、かような暗い陰惨なる影がなかつたことと断言することはできないと思つたのであります。これは古河町に現われたことだけであります。いゝわゆる水山の一片、龍の片鱗でありまして、実は過去数十年にわたつて、かようなことが白晝のものと堂々と行われてきたといふことを私は否定することはできないと思つた。この点について國土計画委員長も近く現地に駕を枉げられるはずであります。当局のはつきりとした所信を質し、そして過去はとにかくといたしまして、將來かような明朗性を欠いた費目の支出のないやう、おそろく踵をついで来るであろうこれらの災害に對して、格段の御考慮を煩わさなければならぬと思ひますので、ごく簡単にありますが、一切は書類によつて委員長の明晰を仰ぎたいと存じます。委員各位の格別の関心を賜わら

た。またあちらの人たちの意向も聴きました。あちらの人たちが指摘して司直の人たちの司法権の発動になり、一方純真なる青年の騒起、廉直なる町会議員の奮起とかいつたことがあります。て、縣会としても重大な事件として取上げられておるのであります。当人がすでに辞意を漏らしておるということはおわかりにならないはずはないと思います。かような重大な不祥事に対して、まづたく報告がないということ、これは明らかに地方の出先官憲がこれに參與しておる。この暗い計圖に參與しておるという事実を、私は雄弁に物語つていられないかと思うのであります。こういうことが少しも報告されておられない、知らなかつたということとは、地方の新聞その他日本経済新聞でしたか、地方版にも載つております。相当重大なる問題として連日何段抜きかで取上げられている問題でありまして、知らなかつたということは社会局長の答弁としてどうかと思うのであります。

○木村(忠)政府委員 茨城縣におきます茨城民生部内の不正事件については、私も聞いておるものもあります。これは相当懸念なものでありまして、規模もある程度大きい。これにつきましては司直の方でお調べになつております。ただいまお話をあげられた事件とは違つておるようには私も聞いております。しかしながらその方のごとじやないかと思ひましたから、今お話のありました水害の際に、政府の出しました救済金の方につきましては、そういう問題は聞いておりません。ただ他の方で水害に関する救

済の品物につきまして間違があるということは聞いておりました。これは今相当大きな問題になつてゐることは存じております。これにつきましてはこういうことのないように嚴重にいたしたい、かように考えております。特に今度の事件に関連しまして問題になりましたのは、主としてララの物資であります。ララの物資につきましては、それが横流れその他のことのないようにいたしますために、特別に嚴重なる措置をとつておたのであります。が、たま／＼水害に際しまして、これに対する警戒の方法が悪かつたために、これが端緒となりまして、その後茨城縣におきまして相當な横流れというか、横領というか、そういう事件があつたのであります。これにつきましてはわれ／＼におきまして、嚴重な処置をとるようになつたといふことがよく考えられます。

○山崎委員長 本日はこの程度に止めまして、次会は明後十日木曜日午前十時に開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十五分散会